

電力専門委員会における 検討内容等について

平成29年度第3回検討会において示された検討事項

- 以下の課題については平成30年度以降も引き続き検討が必要
 - 1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
 - 国及び独立行政法人等の取組の実態把握及び未実施機関への対応
 - 2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）
 - 可能な限り複数の一般送配電事業者の区域のグループ化を図るための適切な指標及びグループ化の判断の目安に関する検討
 - 3. 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーに関する評価
 - 非化石価値取引市場から調達したFIT電気の評価。非FIT非化石電気の評価に関する検討
 - 4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
 - メニュー別排出係数の実態把握（平成28及び29年度における小売事業者の選択状況、メニューの内容等）
 - 複数のメニュー別排出係数、残差により作成した排出係数及び事業者全体の排出係数の評価に関する考え方の検討
 - 5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
 - 上記2の検討を踏まえ、導入に当たっての要件、評価の内容等に関する検討

平成30年度の電気の供給を受ける契約に関する検討

○ 平成30年度は以下の検討を実施

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
 - 環境配慮契約の未実施機関に対する推進方策の検討
 - 長期契約に係る検討
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）
 - 全国一律の裾切り基準設定に向けた区域のグループ化の検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
 - 裾切り基準の「再生可能エネルギーの導入状況」の項目における非化石証書の評価に関する検討
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
 - メニュー別排出係数の状況を踏まえた取扱いの検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
 - 総合評価落札方式の導入に当たっての課題整理等
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理
 - 1～5における再エネ比率向上に関連する議論について全体を整理

上記1～6の検討事項について電力専門委員会において検討

提案募集結果について

- 契約類型の追加、見直し等の参考とするため、**5月10日から6月4日まで**、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型及び契約内容等に係る提案募集を行ったところ
 - ➡ **電気の供給を受ける契約に係る1件の提案**
- 提案の概要は以下のとおり
 - 電源構成は、国の政策や最適なエネルギーミックスの実現を念頭に、各地域の特性を反映したものであり、地域間で異なることは必然であることから、電気の供給を受ける契約においては、引き続き地域別に裾切り基準を設定する現行の運用を維持すべき



現行の地域別の裾切り基準の設定に係る運用については、「全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討」に関する検討結果と併せ、電力専門委員会において検討の上、検討結果を**第2回検討会で報告**

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

環境配慮契約の未実施機関に対する推進方策の検討

- 平成29年度の国及び独立行政法人等における契約締結実績の集計、未実施機関の状況及び未実施理由の分析【**現在とりまとめ中**】
- 平成28年度に「組織再編等への対応による措置」、「次年度又は現行契約が終了後に切替」等を未実施理由にあげた未実施機関の状況比較【**参考1-2**】
- 上記分析結果等を踏まえ、未実施理由ごとの対応方針を検討
 - ➔ 平成28年度の契約締結実績の分析結果によると、国の機関に比べて独立行政法人等における環境配慮契約の実施割合が低いことから、その対応策の検討及び実施が必要（詳細は平成29年度の契約締結実績を踏まえ検討）

• 平成29年度契約締結実績の調査

• 実績調査の集計・分析
• 未実施理由の把握・整理

• 平成28年度契約締結実績との比較

• 未実施理由ごとの対応方針の検討

• 必要に応じ個別対応検討

環境配慮契約の未実施機関等の現状と課題

※平成28年度実績による

- **環境配慮契約の未実施機関【参考1-1】は、**
 - 全体では契約件数・予定使用電力量ともに**32.7%**（約**3分の1**）が環境配慮契約を未実施
 - 国の機関の未実施割合は契約件数で**16.1%**（前年度比**+2.7ポイント**）、予定使用電力量で**7.5%**（同**+1.1ポイント**）
 - 独立行政法人等の未実施割合は契約件数では**57.1%**（前年度比**+1.9ポイント**）、予定使用電力量は**43.8%**（同**+8.4ポイント**）
 - 国の機関と独立行政法人等の未実施割合を比較すると、独立行政法人等が契約件数で約**3.5倍**、予定使用電力量で約**5.8倍**
- **環境配慮契約の未実施理由【参考1-2】は、**
 - 環境配慮契約の未実施理由を回答した**931件**が対象（不明を除く。複数回答）
 - 「組織再編等への対応による措置」が**30.3%**、「応札がない・見込めない」が**29.4%**、「長期継続契約等で安価な契約が可能」が**23.0%**、「電力供給契約が3者に満たない」が**19.9%**、「長期継続契約期間中」が**8.2%**、「裾切り基準が設定できなかった」が**7.5%**、「安定供給の懸念」が**7.1%**、以下**5%未満**の項目が続く

【参考1-1】電気の供給を受ける契約の締結実績

- 契約件数・予定使用電力量ともに**67.3%**が環境配慮契約を実施（環境配慮契約不可能分を除く）
- 平成27年度の環境配慮契約の実施割合から契約件数で**約4ポイント減**

高圧・特別高圧 (50kW以上)		総数（合計）	環境配慮契約 (裾切り方式)を実施した 件数・予定使用電力量	環境配慮契約を実施可能であったが未実施の 件数・予定使用電力量	環境配慮契約の実施が不可能であった 件数・予定使用電力量	環境配慮契約の割合（実施不可能分を除く）
契約件数 (件)	国の機関	2,267 (100.0%)	1,762 (77.7%)	339 (15.0%)	166 (7.3%)	83.9%
	独立行政法人等	1,531 (100.0%)	610 (39.8%)	811 (53.0%)	110 (7.2%)	42.9%
	合計	3,798 (100.0%)	2,372 (62.5%)	1,150 (30.3%)	276 (7.3%)	67.3%
予定使用電力量 (百万kWh)	国の機関	2,754 (100.0%)	2,375 (86.3%)	193 (7.0%)	185 (6.7%)	92.5%
	独立行政法人等	6,109 (100.0%)	3,259 (53.3%)	2,543 (41.6%)	307 (5.0%)	56.2%
	合計	8,863 (100.0%)	5,634 (63.6%)	2,736 (30.9%)	492 (5.6%)	67.3%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

【参考1-2】環境配慮契約の未実施の理由

未実施理由回答件数：931件（不明を除く）

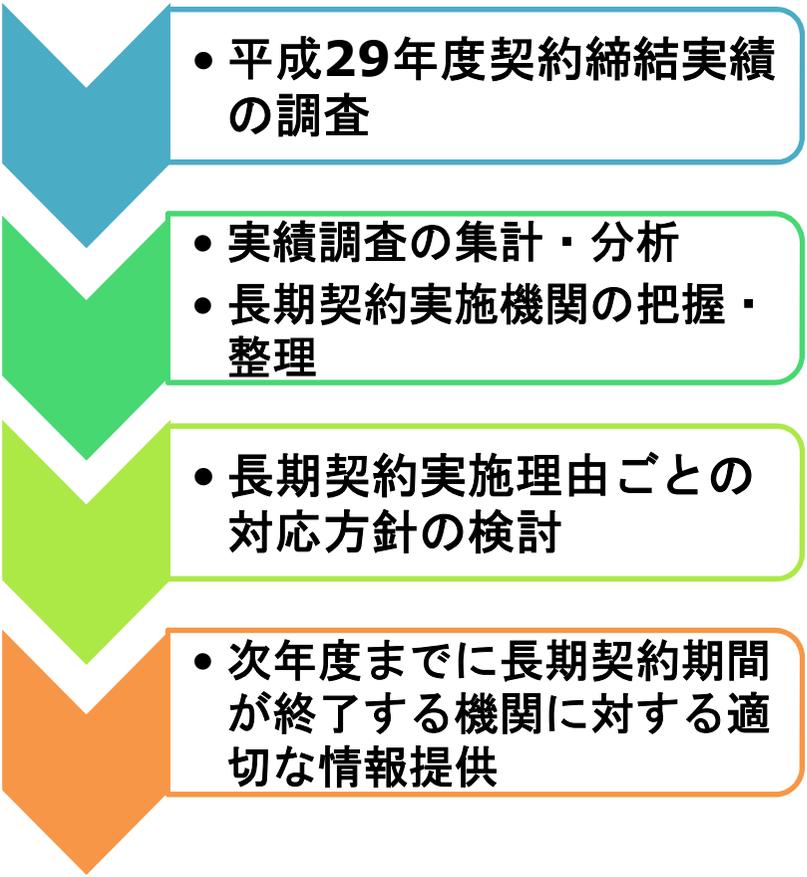
【複数回答】

環境配慮契約の未実施の理由	件数	割合
組織再編等への対応による措置	282	30.3%
応札がない・見込めない	274	29.4%
長期継続契約等で安価な契約が可能	214	23.0%
電力供給会社が3者に満たない	185	19.9%
長期継続契約期間中	76	8.2%
裾切り基準が設定できなかった	70	7.5%
安定供給の懸念	66	7.1%
次年度又は現在の契約が終了後契約方式の切替又は切替を検討中	24	2.6%
発電施設を保有又は公共発電から受電	12	1.3%
移転に伴う暫定的な措置	11	1.2%
小売電気事業者が事業から撤退したため期の途中からの契約となった	10	1.1%
予定電力使用量が少ない等少額随意契約の範囲内	10	1.1%
新設等により予定使用電力量が提示できない	8	0.9%
裾切り方式の準備不足、手続の遅れ	8	0.9%
技術的理由等により競争を許さない	5	0.5%
契約の自動更新、継続契約、契約期間の定めなし等	4	0.4%
その他	35	3.8%

注： を未実施理由として回答した機関については平成29年度の契約締結内容を確認

長期契約に係る検討

- 平成29年度の国及び独立行政法人等における契約締結実績の集計、長期契約実施機関の状況及び長期契約実施理由の分析【**現在とりまとめ中**】
- 上記分析結果等を踏まえ、長期契約の状況を踏まえ対応方針を検討
 - ➔ 平成28年度の契約締結実績の分析結果によると、2年を上回る長期契約を実施している機関の多くは、相対的に予定使用電力量が多い機関であることから、これら機関に対する環境配慮契約の推進方策の検討が重要（詳細は平成29年度の契約締結実績を踏まえ検討）



● 平成29年度契約締結実績の調査

● 実績調査の集計・分析
● 長期契約実施機関の把握・整理

● 長期契約実施理由ごとの対応方針の検討

● 次年度までに長期契約期間が終了する機関に対する適切な情報提供

※平成28年度実績による

- **電気の供給を受ける契約の契約期間【参考1-3、参考1-4】は、**
 - 1年以下が全契約の約**93%**
 - 複数年等長期契約（**13ヶ月以上**）のうち、**2年以下の契約が約半数、3年以下までの契約を加えると約93%**
 - **2年以下（13～24ヶ月）の契約の約87%が環境配慮契約を実施**
 - **2年を超える契約は、相対的に予定使用電力量の多い機関等が該当し、そのうち約55%が環境配慮契約を実施**
- **長期契約の理由【参考1-5】は、**
 - 全体では「安価な契約が可能」が約**62%**、「契約手続の簡素化」が約**42%**、「その他」が約**16%**
 - **2年以下（13～24ヶ月）の契約では「安価な契約が可能」及び「契約手続の簡素化」が約4割、「その他」が約31%で、うち「契約期間の調整」のためとする回答が約7割**
 - **2年を超える契約（25～36ヶ月及び37ヶ月以上）では、約7割超が「安価な契約が可能」を挙げ、第一義的には経済的な理由により長期契約を実施**

【参考1-3】 契約期間別環境配慮契約実施状況

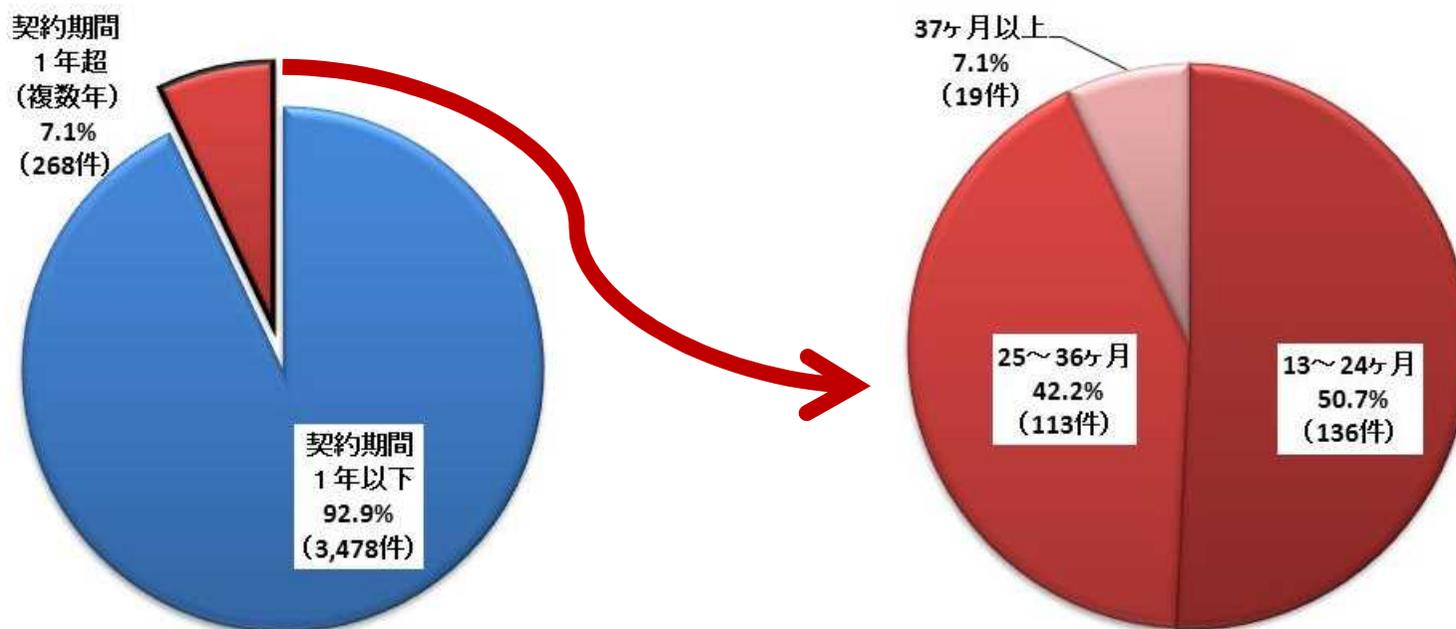
- 13～24ヶ月（1年超～2年）以下の契約は約**87%**が環境配慮契約を実施
- 37ヶ月（3年超）以上の複数年等長期契約は**19**件中**18**件（電力量で約**99%**）が環境配慮契約を未実施（未実施の18件すべて随意契約）

高圧・特別高圧		総数（合計）	環境配慮契約を実施	実施可能であったが未実施	実施が不可能	環境配慮契約の割合（実施不可能分を除く）
契約件数 （件）	13～24ヶ月以下 （1年超2年以下）	136	115	17	4	87.1%
		100.0%	84.6%	12.5%	2.9%	
	25～36ヶ月以下 （2年超3年以下）	113	72	38	3	65.5%
		100.0%	63.7%	33.6%	2.7%	
	37か月以上 （3年超）	19	1	18	0	5.3%
		100.0%	5.3%	94.7%	0.0%	
	合 計	268	188	73	7	72.0%
		100.0%	70.1%	27.2%	2.6%	
予定使用 電力量 （百万kWh）	13～24ヶ月以下 （1年超2年以下）	782	369	358	55	50.7%
		100.0%	47.2%	45.8%	7.0%	
	25～36ヶ月以下 （2年超3年以下）	806	294	499	13	37.0%
		100.0%	36.4%	61.9%	1.6%	
	37か月以上 （3年超）	263	2	262	0	0.7%
		100.0%	0.7%	99.3%	0.0%	
	合 計	1,851	664	1,119	68	37.2%
		100.0%	35.9%	60.4%	3.7%	

注：契約期間が「不明」を除く。以下同じ

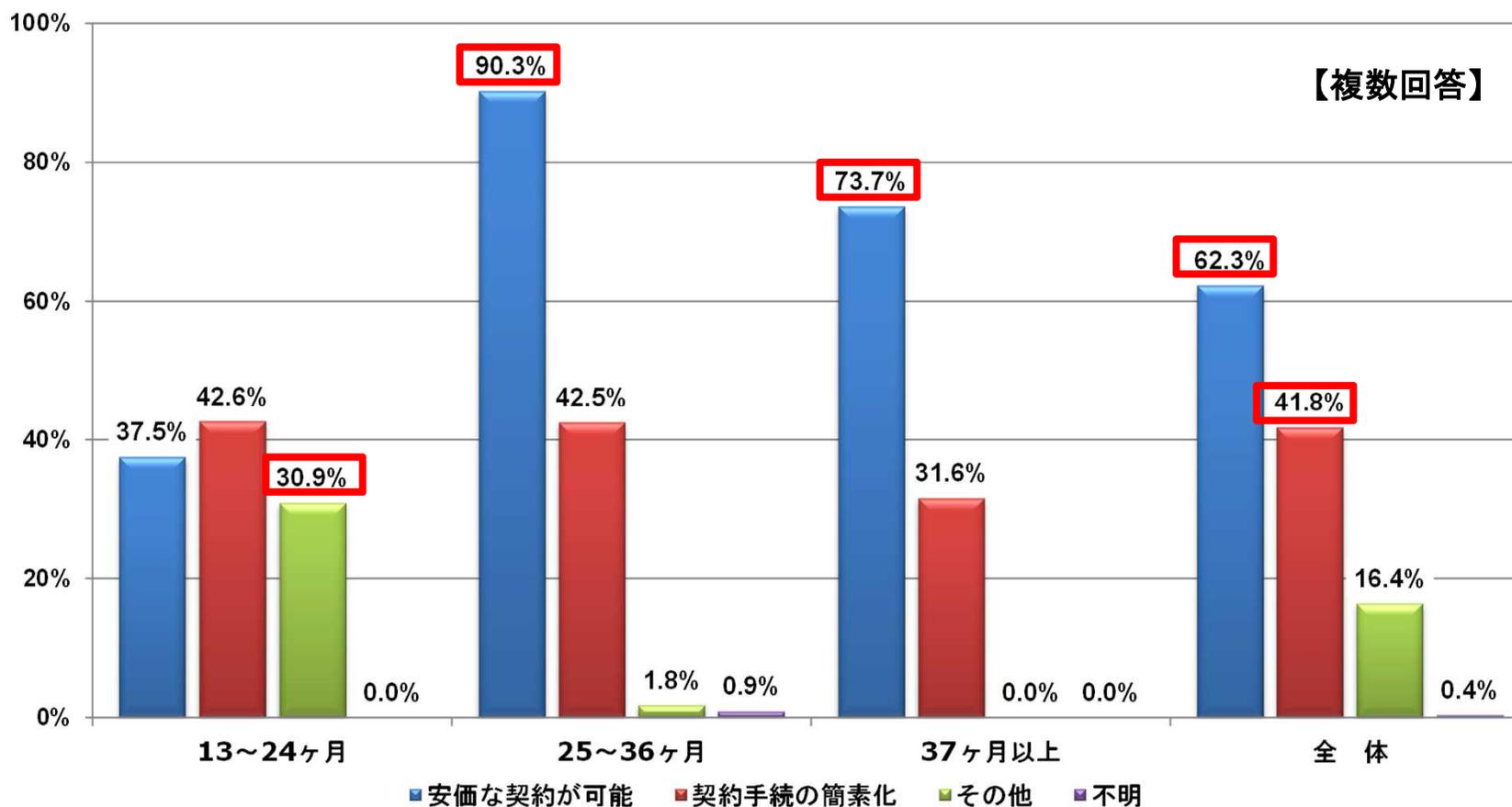
【参考1-4】契約期間別契約方式・機関等

- 12ヶ月（1年）以下の契約期間が約**93%**
- 複数年等長期契約（13ヶ月以上）の約半数が24ヶ月（2年）以下
- 25ヶ月以上（2年超）の機関は、国立大学法人、高等専門学校、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人及び病院・医療施設等で、予定使用電力量が相対的に多い機関
- 予定使用電力量の平均は12ヶ月以下が**2.0百万kWh**、13～24ヶ月が**5.7百万kWh**、25～36ヶ月が**7.1百万kWh**、37ヶ月以上が**13.9百万kWh**



【参考1-5】複数年等長期契約（13ヶ月以上）締結理由

- 「安価な契約が可能」が全体の**6割超**。**25ヶ月～36ヶ月（2年超3年以下）**以上の契約では**約90%**。**37ヶ月（3年超）**以上の契約では**約74%**
- 「契約手続の簡素化」が全体の**約4割**。**37ヶ月（3年超）**以上はやや低い
- 「その他」のうち、新築や他の施設、会計年度へ合わせる等の「契約期間の調整」が**約7割**。他に「単年度の場合は入札参加事業者が少ない」が**18%**



1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討

- 平成28年度の検討において、「二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促す観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮する」こととされた
 - 平成29年度の検討において、「引き続き供給区域ごとに裾切り基準を設定しつつ、平成31年度以降の契約を見据え、全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論、複数の一般送配電事業者の区域をグループ化できるような裾切り基準の設定について議論を開始する」こととされた
- ↓
- 裾切り基準の評価項目であるCO₂排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、グループ化に向けて、例えば以下の指標について検討
 - 供給区域別の「入札参加者数」（契約締結実績調査、推移等）
 - 供給区域別の「小売電気事業者の参入状況」（電力調査統計）
 - 供給区域別の「新電力の販売電力量」（電力取引報） 等



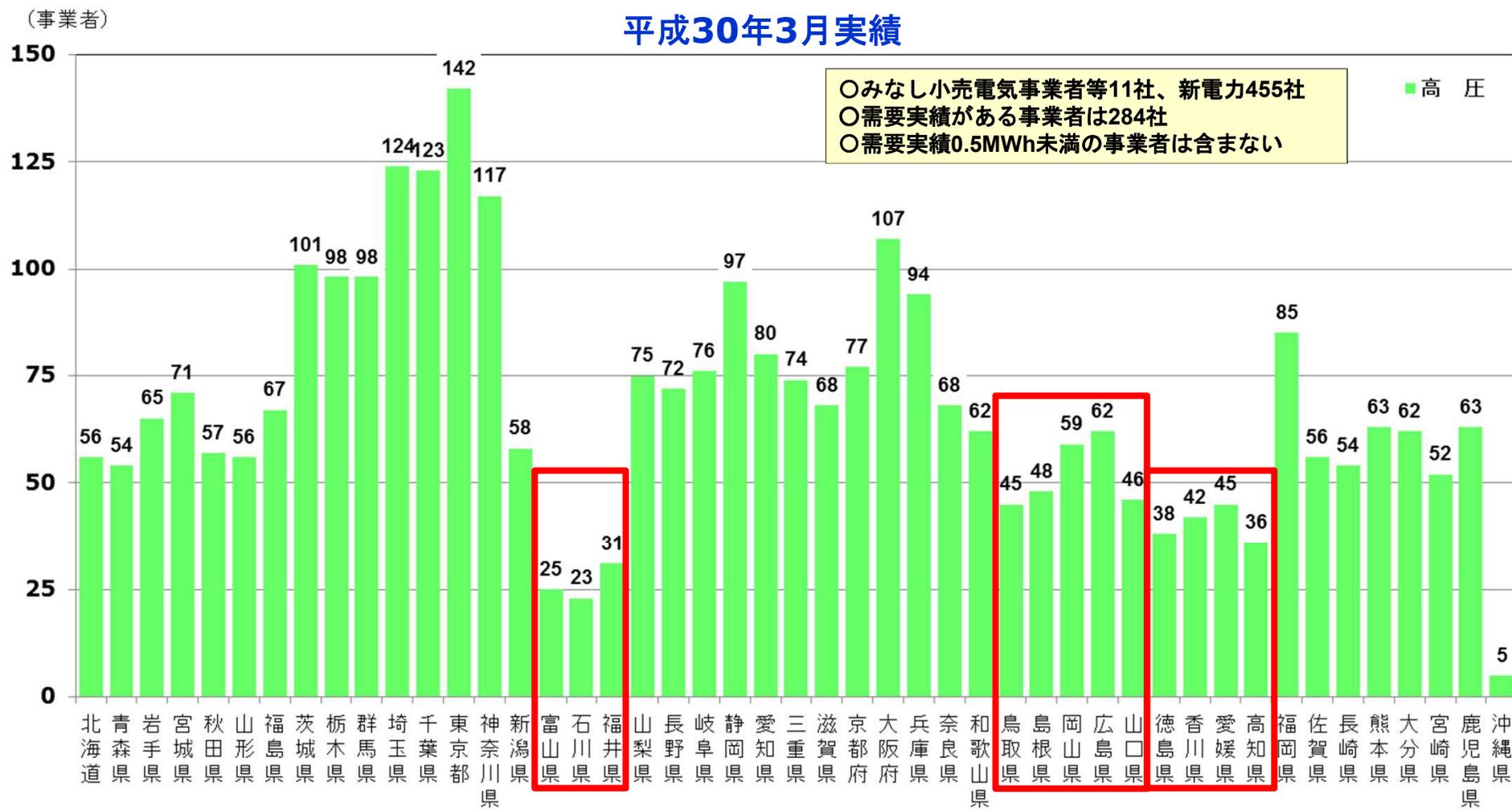
裾切り基準の設定の考え方として、まずは一部区域のグループ化を目指してはどうか

【参考2-1】供給区域別CO₂排出係数の配点例【平成28年度】

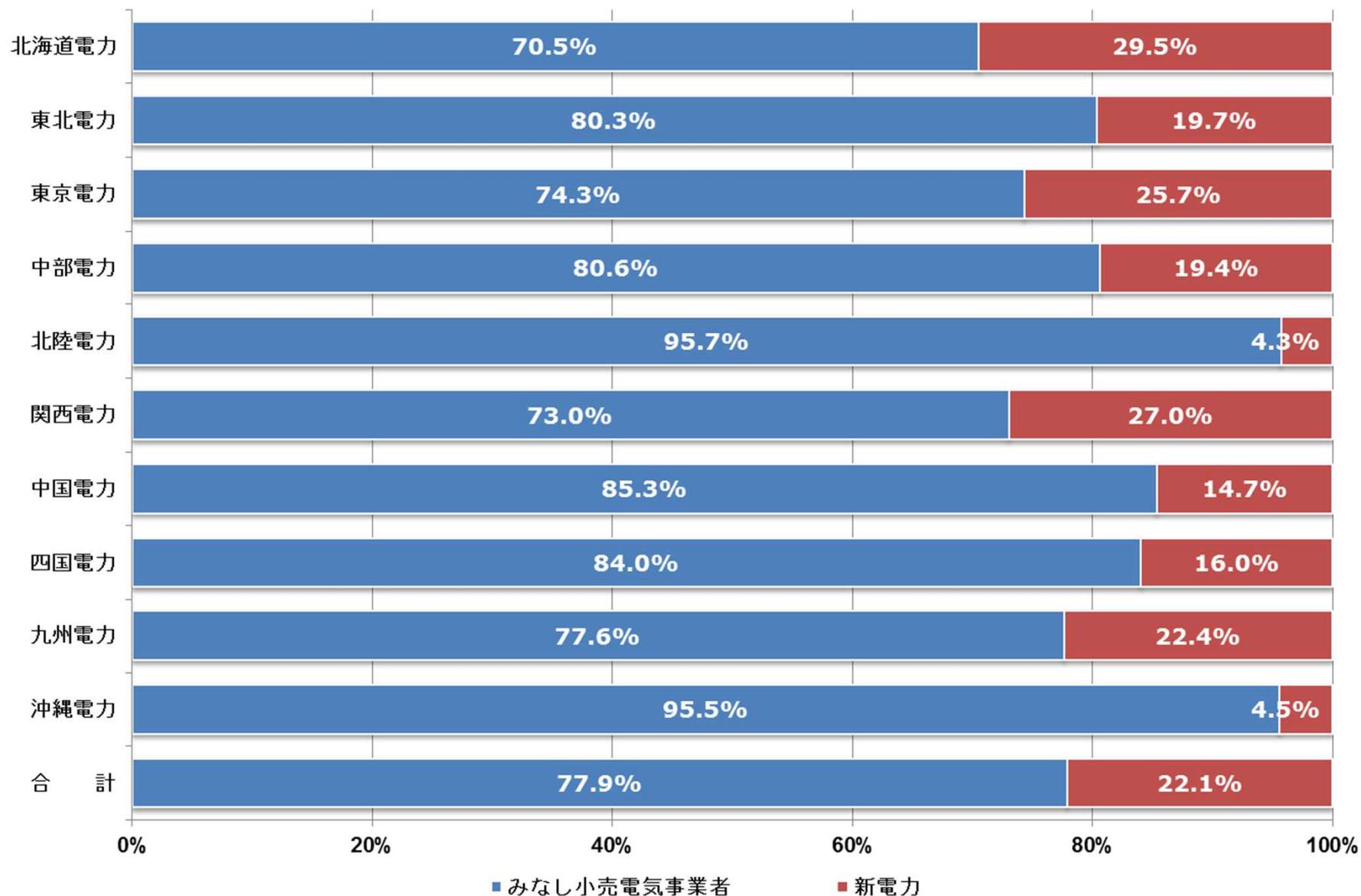
調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.775以上							20		
0.750以上0.775未満							25		
0.725以上0.750未満	20				20		30		
0.700以上0.725未満	25				25		35	20	
0.675以上0.700未満	30	20			30		40	25	
0.650以上0.675未満	35	25	20	20	35	20	45	30	20
0.625以上0.650未満	40	30	25	25	40	25	50	35	25
0.600以上0.625未満	45	35	30	30	45	30	55	40	30
0.575以上0.600未満	50	40	35	35	50	35	60	45	35
0.550以上0.575未満	55	45	40	40	55	40	65	50	40
0.525以上0.550未満	60	50	45	45	60	45	70	55	45
0.500以上0.525未満	65	55	50	50	65	50		60	50
0.475以上0.500未満	70	60	55	55	70	55		65	55
0.450以上0.475未満		65	60	60		60		70	60
0.425以上0.450未満		70	65	65		65			65
0.425未満			70	70		70			70

【参考2-2】都道府県別小売電気事業者の参入状況（高圧区分）

新電力の参入は北陸地方、四国地方、中国地方の一部において少ない（沖縄除く）

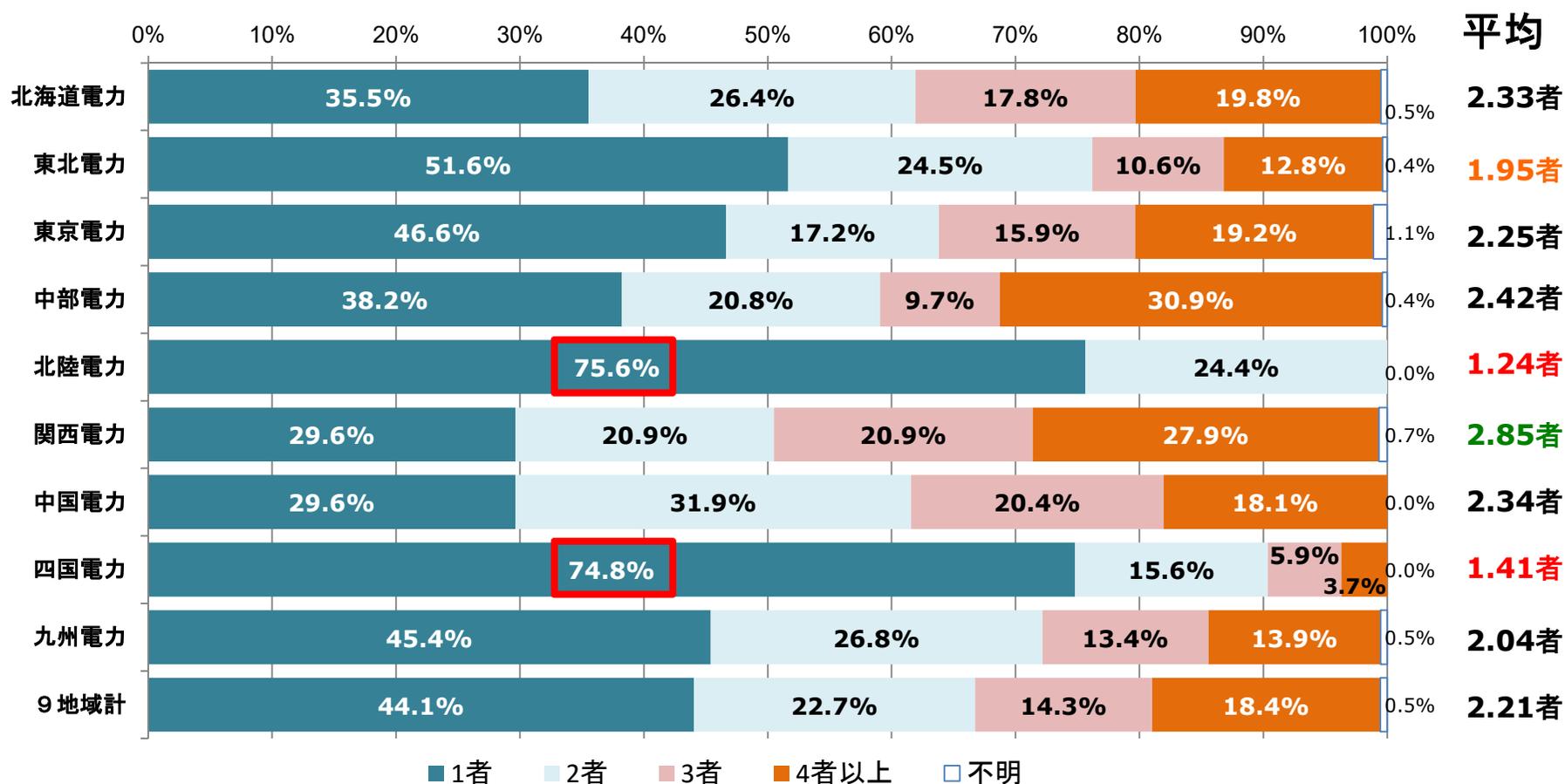


【参考2-3】供給区域別販売電力量（高圧区分）【平成30年3月】



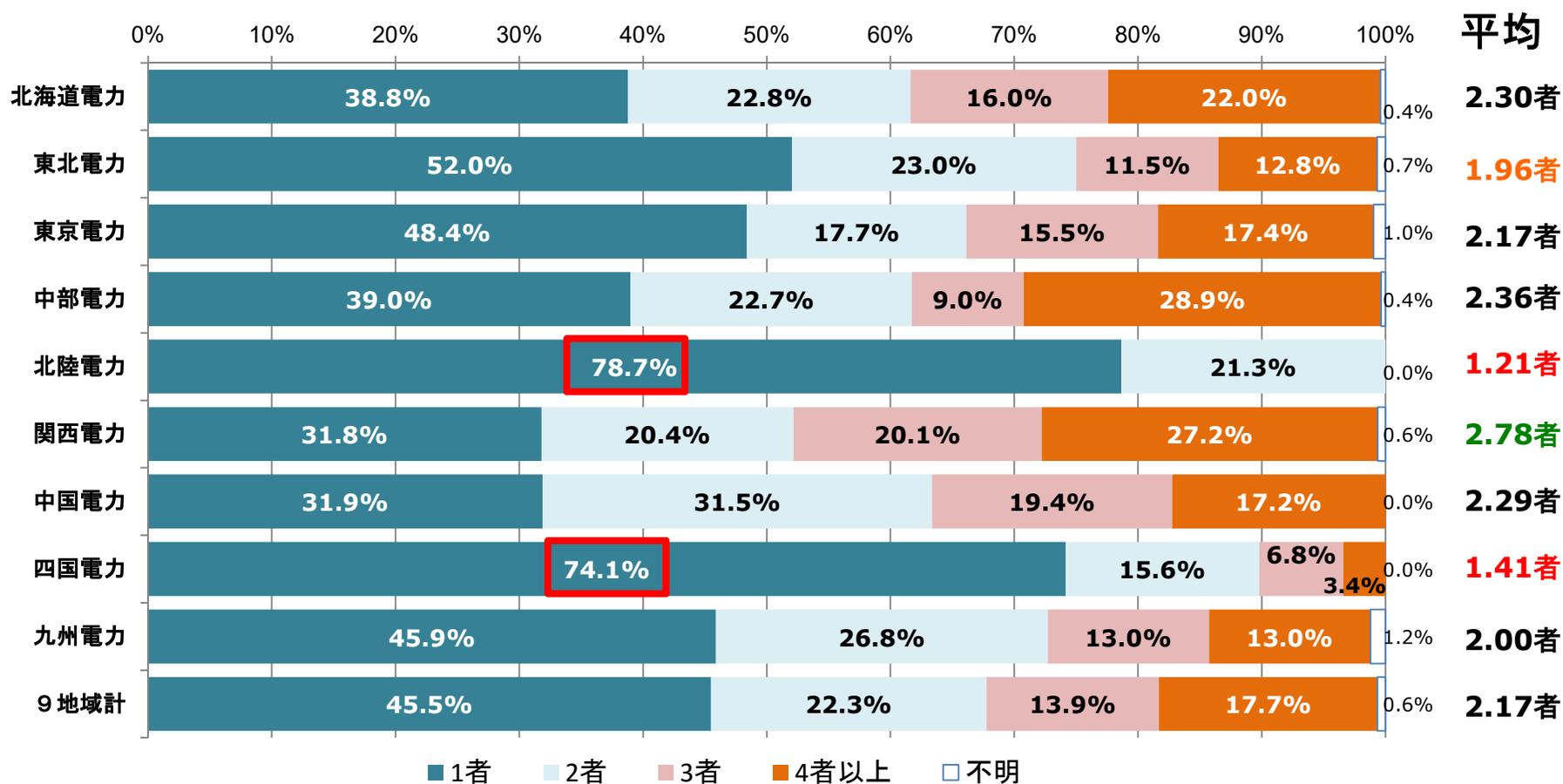
【参考2-4】 供給区域別入札参加事業者数【環境配慮契約を実施】

- 9地域の合計では不明を除く**2,372**件中**1,045**件が**1**者入札（**44.1%**）
- 特に**北陸電力**及び**四国電力**供給区域では約**4分の3**が**1**者入札
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は**2.21**者



【参考2-5】供給区域別入札参加事業者数【すべての契約】

- 9地域の合計では**2,649**件中**1,205**件が**1**者入札（**45.5%**）
- 環境配慮契約を実施した場合と傾向に大きな差異なし
- 9地域全体の平均入札参加事業者数は**2.17**者



1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

再生可能エネルギーの評価に関する昨年度の検討

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」として評価する**

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）
- ③ **グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーの電力量（kWh）**
- ④ **J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）**

※ ③及び④については、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る

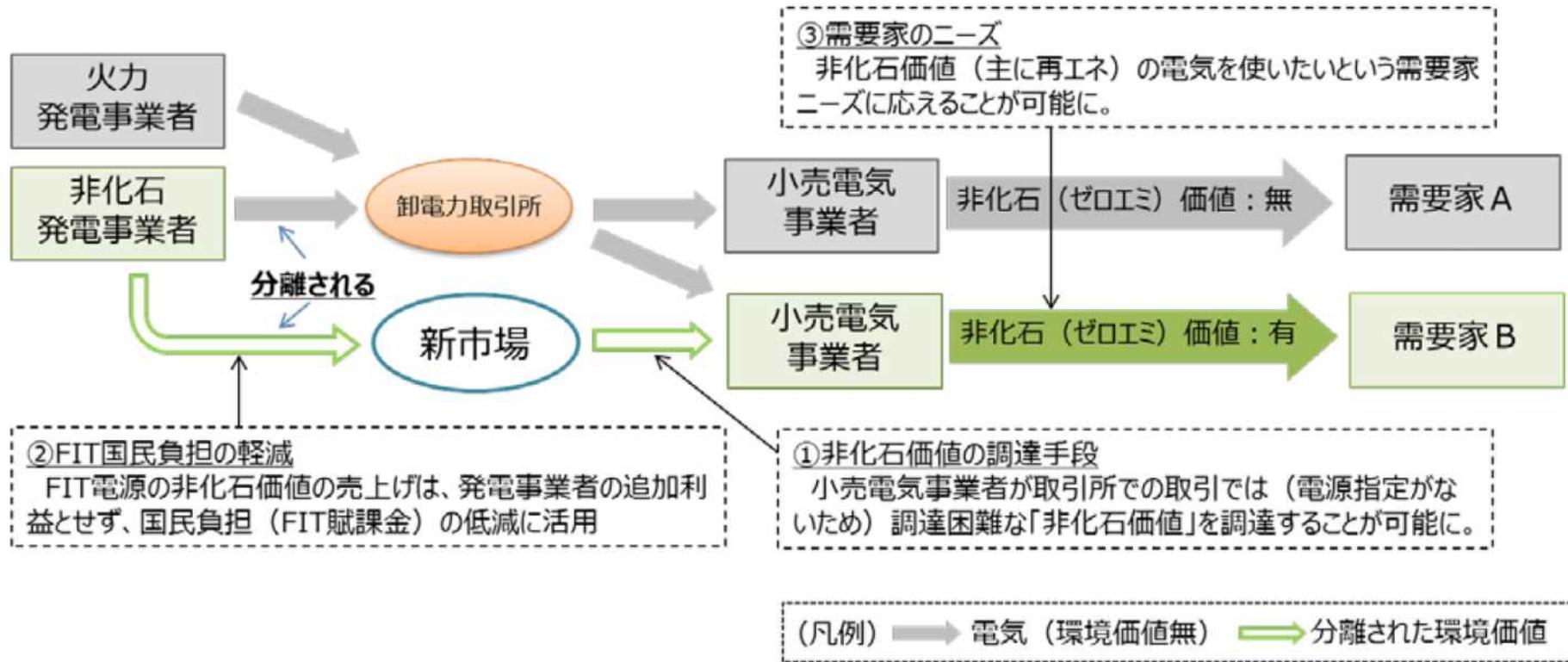
非化石価値取引市場から調達したFIT電気に相当する非化石証書については、制度の詳細が決定した段階において、「再生可能エネルギーの導入状況」としての評価を検討

非化石証書の環境価値について

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書のメニューは、当初は「再エネ指定」及び「指定無し」の2種類（証書の環境価値は下表参照）
- 再エネ由来の証書は売手が「再エネ指定」又は「指定無し」の選択が可能であるが、FIT電源に係る証書の全量は「再エネ指定」として販売

証書の環境価値		再エネ指定（FIT含む）	指定無し
①	非化石価値	有	有
②	ゼロエミ価値	0kg-CO ₂ /kWh	0kg-CO ₂ /kWh
③ 環境表示価値	電源構成表示	影響しない	影響しない
	電源構成外表示	① CO ₂ 排出係数"0"と表示可 ② 再エネ由来の証書を購入していることを訴求可能	① CO ₂ 排出係数"0"と表示可 ② なし
		差異が発生する	

非化石価値取引市場のイメージ



資料：総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」（平成29年2月）

非化石証書（FIT電源由来）の約定状況等

- 平成29（2017）年4月～12月に発電されたFIT電源に係る非化石証書の初回オークションが5月18日に卸電力取引所（JEPX）において実施
- 26者が購入、約定量は5,156千kWh（平均約定価格1.3円/kWh）
- 非化石証書は小売電気事業者が平成30（2018）年6月又は8月※に報告する平成29（2017）年度の排出係数算定時に利用可能
 ※メニュー別排出係数の〆切は6月22日、事業者全体の排出係数の〆切は8月3日

	2017年	2018年				2019年			
	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	
	2017年度		2018年度				2019年度		
	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	
FIT発電	17年4月～12月 FIT発電分	FIT買取実績 確認作業	初回オークション (5月)	売残り証書量の公表					
非化石証書		認定							
メニュー別 排出係数	2017年度 電力供給分 (2017年4月～2018年3月)		係数算定期間		2017年度メニュー別排出係数 2018年6月報告(7月初公表)				
排出係数 既存事業者	2017年度 電力供給分 (2017年4月～2018年3月)		係数算定期間		2017年度排出係数 2018年7月報告(12月公表)				
特定排出者	2017年度 電力調達分 (2017年4月～2018年3月)				2017年度CO2排出量 2018年7月末報告			2018年度CO2排出量 2019年7月末報告	
			2018年度 電力調達分 (2018年4月～2019年3月)						

資料：温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（第15回）資料（平成30年3月）

非化石証書による再生可能エネルギーの評価

FIT電源由来の非化石証書の有する環境価値、非化石証書の活用による排出係数等の報告スケジュールを踏まえ、FIT電源由来の非化石証書を再生可能エネルギーの導入状況として評価してはどうか



再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④+⑤】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ **非化石価値取引市場から調達したFIT電源由来の非化石証書の量（kWh）**

※ ③④及び⑤は、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る

※ FIT電源由来以外の非化石証書（非FIT非化石証書）については平成30（2018）年度以降の制度設計を踏まえ検討

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. **メニュー別排出係数の取扱いに関する検討**
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

○ メニュー別排出係数の状況等

- 電気事業者別の平成28年度実績におけるメニュー別排出係数（平成29年12月21日公表）の告示を希望した事業者は2者
- 平成29年度実績によるメニュー別排出係数は7月13日に公表（18事業者【参考4-1】参照）

○ メニュー別排出係数の取扱い

- 環境配慮契約においてメニュー別排出係数の採用可能性、採用する場合の評価の考え方及び運用のあり方に関する検討（事業者全体の排出係数との比較）

• 小売電気事業者のメニュー別排出係数の導入状況の把握

• メニュー別排出係数の採用可能性等に係る検討

• 採用する場合の評価の考え方、運用のあり方の検討

【参考4-1】メニュー別排出係数を公表している電気事業者

※排出係数について、黒字は平成28年度実績、赤字は平成29年度実績

小売電気事業者	基礎排出係数 kg-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 kg-CO ₂ /kWh		小売電気事業者	基礎排出係数 kg-CO ₂ /kWh	調整後排出係数 kg-CO ₂ /kWh			
(株)エネット	0.405	メニューA	0.000	テプコカスタマーサービス(株)	0.508	メニューA	0.000		
		メニューB	0.350			事業者全体	0.477		
		メニューC (残差)	0.441	シナノン(株)	0.503	メニューA	0.000		
		事業者全体	0.441			事業者全体	0.449		
ミツロコグリーンエネルギー(株)	0.419	メニューA	0.440	アーバンエナジー(株)	0.387	メニューA	0.000		
		メニューB	0.000			メニューB	0.293		
		事業者全体	0.556			事業者全体	0.458		
(株)Loop	0.503	メニューA	0.000	タクマエナジー(株)	0.351	メニューA	0.000		
		メニューB	0.349			事業者全体	0.437		
		事業者全体	0.505	日立造船(株)	0.203	メニューA	0.000		
荏原環境プラント(株)	0.081	メニューA	0.000			事業者全体	0.085		
		メニューB	0.266	(株)関電エネルギーソリューション	0.443	メニューA	0.000		
		メニューC	0.321			事業者全体	0.441		
		メニューD	0.328	大和ハウス工業(株)	0.585	メニューA	0.000		
		メニューE	0.352			メニューB	0.286		
		メニューF	0.373			事業者全体	0.579		
		伊藤忠エネクス(株)	0.570	メニューG	0.395	鈴与商事(株)	0.466	メニューA	0.450
				メニューH	0.476			事業者全体	0.500
		オリックス(株)	0.577	メニューI (残差)	0.465	(株)NTTファシリティーズ	0.805	メニューA	0.376
				事業者全体	0.374			事業者全体	0.769
リコージャパン(株)	0.607	メニューA	0.200	東京電力エネルギーパートナー(株)	0.486	メニューA	0.000		
		事業者全体	0.566			事業者全体	0.474		
オリックス(株)	0.577	メニューA	0.399	自然電力(株)	0.517	メニューA	0.000		
		事業者全体	0.595						
リコージャパン(株)	0.607	メニューA	0.000						
		メニューB	0.370						
		事業者全体	0.359						

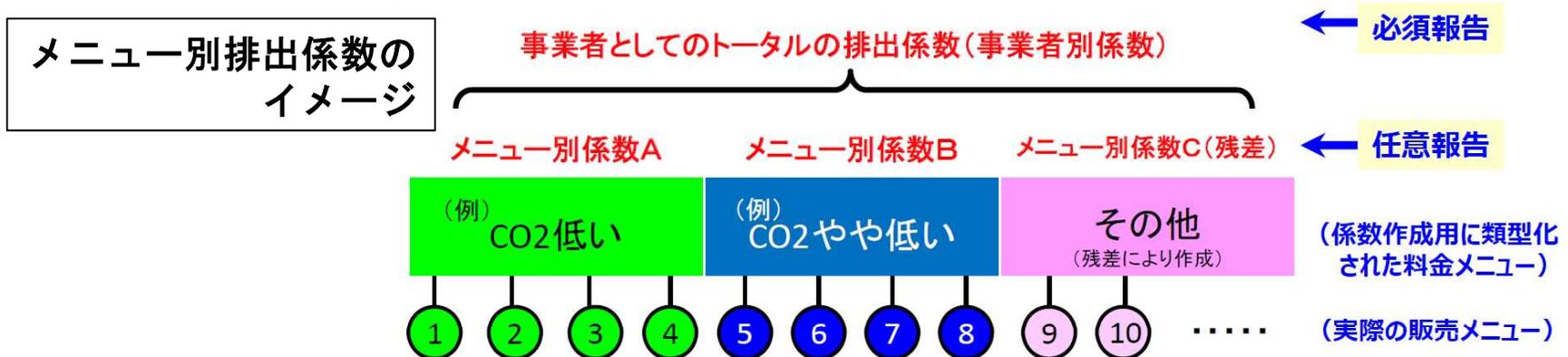
注1：(株)エネット及び荏原環境プラント(株)の2者は平成28年度からメニュー別排出係数による電気を販売。前記2者及び他の16者については平成29年度に販売している事業者である

注2：メニュー別排出係数は平成29年度における特定排出者の温室効果ガス排出量の算定（報告は平成30年度）に利用可能

メニュー別排出係数について

■ メニュー別排出係数

- 需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数
→ゼロ・カーボンや低炭素のメニュー別排出係数の電気の販売量が伸長することにより、中長期的には電気事業者に対し、より低炭素な電気の供給のためのインセンティブが働くことになり、電気の低炭素化の促進につながる。
- 残差により作成した係数



【数値例】	事業者計	メニュー別係数A (FIT以外)	メニュー別係数B (FIT以外)	メニュー別係数C (FIT以外)	FITによる調達
販売電力量[GWh] (X-1年度実績)	10,000	50	1,500	(残差)7,450	1,000
CO2排出量[千t-CO2] (X-1年度実績)	4,000	0	100	(残差)3,900	—
排出係数[kg-CO2/kWh] (X年度告示、FIT調整前)	0.400	0.000	0.067	0.523	—

※なお、告示するメニュー別排出係数は、FIT調整を加味した調整後排出係数であるが、上記【数値例】はFIT調整を加味していない例である。

資料：第10回温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（平成27年2月）

メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

昨年度の議論

- **平成28年度のメニュー別排出係数（平成29年7月14日公表）は、**
 - 残差により作成した排出係数が公表されておらず、議論時点においては、FIT調整を含めたメニュー別排出係数が十分把握されていないこと
 - メニュー別排出係数の告示を希望した事業者は2者であり、平成30年度における環境配慮契約（裾切り基準の設定）に与える影響は小さいものと想定されること

平成30年度においては、裾切り方式の評価に**メニュー別排出係数は使用せず事業者全体の排出係数を使用**することが適当と判断

- 平成29年度のメニュー別排出係数の告示（平成30年7月13日公表）を希望した事業者は18者であり、大幅に増加【参考資料4参照】
- 裾切り方式において排出係数には高い配点を付与しており、メニュー別排出係数を単純に採用することは、事業者全体の排出係数では参入要件を満たさない事業者が参入可能となる可能性があることから、考え方の整理が必要

環境配慮契約において**メニュー別排出係数の採用可能性及び採用する場合の留意点**について検討が必要ではないか

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

総合評価落札方式の導入可能性に関する検討

○ 総合評価落札方式への移行に向けたステップ

- 現行の裾切り基準の設定から総合評価落札方式への移行（下図イメージ）



○ 総合評価落札方式の導入に当たっての課題整理

- 低炭素化の促進、契約等の手続、環境配慮契約の普及促進効果等の観点から導入について現行の裾切り方式等との比較・整理
- 「全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討（グループ化の検討）」を踏まえ、課題を整理



本年度は課題整理を踏まえ、総合評価落札方式の導入可能性を検討してはどうか

総合評価落札方式の導入可能性検討に当たっての整理内容

○ 総合評価落札方式を導入する場合に整理すべき内容（例）

■ 導入に当たっての長所／短所の整理

- 温室効果ガス（CO₂）排出削減効果、低炭素化の促進、コスト、入札手続、競争性の確保、国及び独立行政法人等以外への普及促進等

■ 導入する場合の対象範囲、契約方式等

- 対象範囲（対象とする供給区域、対象とする電力使用量等）
- 契約方式（除算方式／加算方式）

■ 導入する場合の評価項目、評価基準・配点等

- 評価項目
 - ➔ 現行の裾切り方式における（必須）評価項目（二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況）
 - ➔ その他必要な評価項目
- 評価基準・配点
 - ➔ 評価項目における評価基準及び要求水準
 - ➔ 評価項目ごとの配点
 - ➔ 価格と価格以外の要素のウエイト

【参考5-1】総合評価落札方式（除算方式と加算方式）

- 総合評価落札方式は、**価格と価格以外の要素を総合的に評価**して契約相手方を選定するもので、**価格と価格以外の要素をそれぞれ点数化し、比較する契約方式**であり、**入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値（又は評価点）の最も高いものを落札者とする**
 - 国の契約においては、**価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている（「会計法」第29条の6第2項）**
- 総合評価落札方式による評価手法としては**除算方式と加算方式**がある

除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格評価点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格評価点}}$$

環境配慮契約法の自動車の購入等に係る契約は「**除算方式**」採用

加算方式

$$\text{評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

※一般的な入札価格に係る評価点（価格評価点）の計算方法

$$\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

1. 環境配慮契約の更なる実施に向けた継続的な対応
2. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討
3. 非化石証書による再生可能エネルギーの評価
4. メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
5. 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
6. 調達する電力の再エネ比率を高めるための
論点整理

調達する電力の再エネ比率を高めるための論点整理

○ 調達する電力の再エネ比率を高めるために、以下の調査・検討を実施

1. 現行の裾切り方式において再エネ比率については評価項目の一つとして位置づけているところであるが、より高い評価とすることによるインセンティブの付与（裾切りの配点等）について検討
 - ➡ 現行の裾切り配点例における再生可能エネルギー導入状況の評価については【参考6-1】を参照
2. 再エネ比率が高い料金メニューの活用が考えられるため、実態把握も含めて検討



本年度の検討事項と併せて再エネ比率の向上に関する**論点を整理**

【参考6-1】東京電力PG供給区域における配点例

要素	区分	配点
① 平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.425 未満	70
	0.425 以上	65
	0.450 未満	65
	0.450 以上	60
	0.475 未満	60
	0.475 以上	55
	0.500 未満	55
	0.500 以上	50
	0.525 未満	50
	0.525 以上	45
② 平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.550 未満	45
	0.550 以上	40
	0.575 未満	40
	0.575 以上	35
③ 平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	0.600 未満	35
	0.600 以上	30
	0.625 未満	30
	0.625 以上	25
	0.650 未満	25
	0.650 以上	20
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	0.675 %以上	10
	0 %超	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	5.0 %以上	20
	3.0 %以上	15
	1.5 %以上	10
	0 %超	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注1：平成28年度の排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況による東京電力パワーグリッド供給区域における裾切り方式の配点例。他の供給区域の配点例については【参考資料5】参照

注2：再生可能エネルギー導入状況については全国一律の基準で最大20点の配点

環境省のRE100参画申込みについて

環境省は、企業が遅くとも**2050年までに再エネ100%**を達成することを表明するグローバルな取組である**RE100**に賛同し、本日、中川大臣が、**RE100**の運営団体である**The Climate Group RE100**代表**Sam Kimmins**氏と面会して、環境省としての**RE100**への参画の申込書を手交しましたので、報告いたします。

- 国際イニシアチブ「**RE100**」は、グローバル企業の再生可能エネルギーの導入拡大を進める取組であり、遅くとも**2050年までに再エネ100%**を達成することを要件とし、**2030年**や**2040年**の中間目標の設定を推奨するなど、長期的な目標としての**再エネ100%**を宣言することを想定したイニシアチブです。
- 環境省としては、エネルギーを使う需要側から積極的に再エネを選択する目標を掲げる**RE100**の取組は、再エネの導入拡大の有効なアプローチであると認識しており、脱炭素社会の実現に向けた環境省自らの率先行動の一環として、**RE100**に賛同しております。本日、中川大臣が、**RE100**の運営団体である**The Climate Group RE100**代表**Sam Kimmins**氏と面会し、その旨をお伝えして、環境省としての参画の申込書を手交しました。
- 今後、環境省の庁舎・施設の電力消費における再エネ比率をどのようにして向上させていくのか具体的な方法を検討し、実行してまいります。**RE100**への参画を目指している外務省をはじめ、関係省庁や関係者と連携しつつ、我が国全体で再エネの導入拡大が進むよう、施策に取り組んでまいります。

平成30年6月15日付環境省報道発表資料